

男鹿市規則第 3 号

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年男鹿市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表 職種別基準表（第 5 条関係）							別表 職種別基準表（第 5 条関係）						
職種区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限		職種区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給				職務の級	号給	職務の級	号給
(1)	健康診断事務補助、管理員、校務員、調理員、保育補助、作業員、 <u>選挙事務員、統計調査事務員</u>	高校卒	1	1	1	1	(1)	健康診断事務補助、管理員、校務員、調理員、保育補助、作業員	高校卒	1	1	1	1
	地籍調査推	高校卒	1	1	1	19		地籍調査推	高校卒	1	1	1	19

改正後							改正前						
進員							進員						
行政事務	高校卒	1	1	1	21		行政事務	高校卒	1	1	1	21	
医療事務	高校卒	1	1	1	25		医療事務	高校卒	1	1	1	25	
消費生活相談員	高校卒	1	1	1	21		消費生活相談員	高校卒	1	1	1	21	
	消費生活相談員	1	18	1	32			消費生活相談員	1	18	1	32	
家庭相談員	高校卒	1	1	1	21		家庭相談員	高校卒	1	1	1	21	
	社会福祉主事	1	18	1	32			社会福祉主事	1	18	1	32	
	保育士	1	18	1	32			保育士	1	18	1	32	
車両運転手	高校卒	1	23	1	23		車両運転手	高校卒	1	23	1	23	
支所長、地域コミュニティセンター所長、館長、森林経	高校卒	1	26	1	26		支所長、地域コミュニティセンター所長、館長、 <u>多面的</u>	高校卒	1	26	1	26	

改正後							改正前							
	営支援員							<u>機能支払交付金事業事務員</u> 、森林経営支援員						
	集落支援員	高校卒	1	5	1	25	集落支援員	高校卒	1	5	1	25		
	地域おこし協力隊、道路整備作業員、部活動指導員	高校卒	1	32	1	32	地域おこし協力隊、道路整備作業員、部活動指導員	高校卒	1	32	1	32		
	地域子育て支援センター指導員	高校卒	1	1	1	21	地域子育て支援センター指導員	高校卒	1	1	1	21		
		保育士	1	18	1	32		保育士	1	18	1	32		
	教育・保育アドバイザー	保育士	1	29	1	32	教育・保育アドバイザー	保育士	1	29	1	32		
	中学校学習支援員	教諭	2	13	2	13	中学校学習支援員	教諭	2	13	2	13		

改正後							改正前						
	介護認定調査員	介護福祉士	1	24	1	32	介護認定調査員	介護福祉士	1	24	1	32	
		介護支援専門員	2	2	2	10		介護支援専門員	2	2	2	10	
	介護予防支援員	介護支援専門員	2	4	2	12	介護予防支援員	介護支援専門員	2	4	2	12	
		主任介護支援専門員、社会福祉士	2	5	2	13		主任介護支援専門員、社会福祉士	2	5	2	13	
(2)	医師	大学6卒	1	1	2	97	(2)	医師	大学6卒	1	1	2	97
(3)	看護補助	高校卒	1	1	1	23	(3)	看護補助	高校卒	1	1	1	23
	准看護師、技師	短大2卒	2	1	2	25		准看護師、技師	短大2卒	2	1	2	25
	看護師	短大2卒	2	5	2	25		看護師	短大2卒	2	5	2	25

改正後							改正前						
	学校生活支援員（医療ケア）	短大2卒	2	1	2	10		学校生活支援員（医療ケア）	短大2卒	2	1	2	10
<p>備考</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p>3 この表にない職種については、行政事務を使用することを原則とし、行政事務には、<u>多面的機能支払交付金事業事務員</u>、学校生活支援員、保育士、ジオパーク推進員、説明員、被保護者就労支援員、生活困窮者主任相談支援員、生活困窮者相談支援員、母子父子自立支援員、観光情報発信等支援員等を含む。</p>							<p>備考</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p>3 この表にない職種については、行政事務を使用することを原則とし、行政事務には、学校生活支援員、保育士、ジオパーク推進員、説明員、被保護者就労支援員、生活困窮者主任相談支援員、生活困窮者相談支援員、母子父子自立支援員、観光情報発信等支援員等を含む。</p>						
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。													

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。